

検討事項の概要

検討事項	基準・適用指針	コメント分析
会計基準		
会計方針の変更		
➤ 継続性の原則の内容についての確認的な記載を追加	5 項、45 項	11 頁 11 .
➤ 本会計基準の開示期間の明確化及び誤謬の開示期間と過去の財務諸表の訂正の関係が明らかになるよう表現を修正	7 項、72 項	3 頁 2 .
➤ 連結・個別財務諸表を同時に開示している場合、個別財務諸表での注記の一部を省略する取扱いを追加(表示方法の変更の注記を含む)	10 項、11 項 12 項、16 項	7 頁 6 .
➤ 「未適用の会計基準等の注記」は決算日までに公表された会計基準を対象とする旨追加(重要性が乏しい場合の取扱いを明示すべきとの意見あり(専門委員会))	51 項	17 頁 19 .
表示方法の変更		
➤ 表示方法の変更が認められる場合を具体的に記載	13 項、52 項	8 頁 7 .
会計上の見積りの変更		
➤ 「有形固定資産の減価償却方法」を投資不動産も含むよう「有形固定資産等」に修正	20 項、69 項	22 頁 26 .
➤ 会計上の見積りの変更の事例を 56 項から 40 項へ移動	40 項	20 頁 23 .
適用指針		
会計方針の変更		
➤ 自発的な会計方針の変更が認められる正当な理由の要件と監査委員会報告第 78 号の関係についての記載を追加	適 16 項	11 頁 12 .
➤ 重要性が増したことにより本来の会計処理へ変更した場合には当期の損益として処理する旨を追加	適 17 項	12 頁 13 .
会計上の見積りの変更		
➤ 「会計上の見積りの変更」と「誤謬」の区分に関する考え方について記載を追加	適 20 項	20 頁 22 .

以上